

警察政策研究センター20年の歩みと今後の展望

警察政策研究センター主任教授 中村 真二

はじめに

平成8年5月に設立された警察政策研究センター（以下「センター」という。）は、昨年設立20周年を迎えたことから、同年11月30日に「女性に対する暴力対策の現状と今後を考える」をテーマに開催された社会安全フォーラムに合わせて設立20周年記念式典を開催したところ、部内外関係者多数の出席が得られた。

筆者自身記念式典に出席し、20周年という節目の年にセンターで勤務できることを光栄に感じ、多数の関係者の支援を得つつこれまでセンターが業務を進めてきたことを痛感するとともに、センターの現役職員としてこれまでの取組を今後の取組につなげていく責任を再認識したところである。

本稿では、センター設立20周年記念特集の一環として、センターの20年の歩みを振り返るとともに、今後の展望について記すものである。センターの活動状況に対する読者の方々の理解に資するとともに、今後の業務推進に対する一層の支援につながれば、筆者の望外の喜びである。

なお、本稿中意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

1 センター設立の背景及び機能

（1）センター設立の背景

センターが設立される直接の契機となったのは、地下鉄サリン事件等オウム真理教集団により引き起こされた一連の重大特異事件など、従来予想し得なかった治安事象の出現であった^{*1}。

この新たな治安事象に対し、従来の枠組を超え、警察内外において広く調査研究を行い、変化の著しい社会事象を治安の側面から総合的に分析し、個々の犯罪対策ではなく、警察としての総体的な法執行、警察行政の在り方等を研究する必要があるとの考えの下、警察に関する政策・学術及びその運用に関する調査研究等に従事する、いわば警察のシンクタンクとして、センターが設立されたのである^{*2}。

（2）センターの機能

このような経緯で設立されたセンターは、主として、次の3点の機能を有している。

ア 政策の提言

1点目は、警察政策フォーラム（以下「フォーラム」という。）等の開催を通じて、最先端、特に部局をまたがる課題に対する議論を深め、プロアクティブな政策提言を行う機能である。この観点から、センターでは設立以降、毎年3回程度フォーラムを開催するとともに、適宜ミニ研究会等も開催するなどしてきている。

イ 安全に関わる課題への研究

2 点目は、安全に関わる課題への研究、センター職員等による大学・大学院での講義等を通じた社会安全政策論の構築及び普及啓発を行う機能である。この観点からセンターでは、部外有識者とも連携し社会安全政策に関する研究を進めるとともに、センター職員等による大学等での講義の拡充に努め、若者の安全安心に対する関心を高めるとともに将来的な人材の確保をも見据えつつ、警察職員による大学講義の全国的な展開を主導してきたところである。

ウ 国内外の研究者との交流拠点

3 点目は、国内外の様々な領域の研究者との交流拠点としての機能である。この観点からセンターでは、後述のとおり国内外の様々な学会や会議に出席し有識者との関係構築に努めるとともに、警察が現在進めている取組の積極的な情報発信に努めてきている。

2 センターの主な業務

(1) フォーラム等の開催

これらの機能を果たすべくセンターでは、フォーラムの開催等を通じた政策提言を行ってきた。テーマについては、将来を見越した最先端の政策課題、特に部局をまたがる課題の抽出に務め、年3回程度開催し、本年2月に開催した「国際化の進展への対応～定住外国人の増加をめぐる問題を中心に～」まで計88回にわたり様々なテーマについて議論を展開し、全国の警察関係者に加え、研究者、企業関係者、マスコミ関係者等様々な業界から、概ね200名を超える多数の出席が得られてきている（これまでのフォーラムの開催状況の詳細については添付の資料2参照）。

これまで選定したテーマのいくつかを紹介すると、センターが設立された平成8年にはセンター発足記念フォーラムとして「マネー・ローンダリング」を取り上げたのを皮切りに、「グローバル化するテロの脅威（平成8年）」、「高度情報通信社会とハイテク犯罪（平成10年）」、「ドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策（平成12年）」、「地域を基盤とした犯罪減少対策（平成15年）」、「市民生活の自由と安全～各国のテロ対策法制～（平成16年）」、「イスラム社会とフランスのテロ対策（平成17年）」、「多機関連携による少年非行対策（平成18年）」、「犯罪予防の法理（平成19年）」、「安全・安心なまちづくりの成果と課題（平成21年）」など、将来を見越した課題をテーマとし、国内外の研究者や実務家の関心を高め、議論を展開するとともに、今後の取組の在り方を提言してきている。

一昨年9月には、センターが提携関係を結んでいるフランス・トゥールーズ第一社会科学大学のデュエ教授を招へいし、「変容する国際テロ情勢への対応～伊勢志摩サミットに向けて」をテーマとしてフォーラムを開催したところ、開催後の同年11月13日にフラ

ンス・パリ市内において多数の市民が死傷する連続テロ事件が発生し、厳しい国際テロ情勢と国際的な連携の下継続して対策を講じていくことの重要性を再認識させられることとなった。デュー教授については、最新の状況をフォローすべく本年2月にも我が国に招へいし、「国際テロ対策の推進～フランスにおけるテロ対策に学ぶ～」と題したミニフォーラムを開催したところである。

これらフォーラムの開催を通じては、テーマについての議論を深めるだけでなく、前田雅英日本大学教授、大沢秀介慶應義塾大学教授、小木曾綾中央大学教授、中野目善則中央大学教授、太田達也慶應義塾大学教授、藤本哲也中央大学名誉教授、小宮信夫立正大学教授、守山正拓殖大学教授等多数の国内有識者及び外国の研究者から貴重な御意見等を頂くとともに、有識者との関係を構築する貴重なプラットフォームともなっている。

(2) 大学講義を通じた社会安全政策論の構築

センターの主要な業務の2点目は、大学講義を通じた社会安全政策論の構築である。

ア 大学講義の展開

センターでは、設立翌年の平成9年に、東京都立大学（現首都大学東京）で講義を行ったのを始めとして、平成12年以降の慶應義塾大学大学院の共同研究への参加、平成14年以降の「社会安全政策論」の講座名による中央大学及び同大学院での講義、平成17年以降の早稲田大学大学院での講義、平成18年以降の「社会安全政策論」の講座名による法政大学での講義、平成20年以降の東京大学及び一橋大学大学院での講義（東京大学におけるセンター職員の講義は平成22年以降）、平成22年以降の京都大学大学院での講義と、徐々に大学講義を拡充させてきている。

また、警察庁だけでなく全国の都道府県警察においても、警察行政の適切な推進に資するべく大学及び有識者との連携を強化し、治安情勢や警察活動の重要性について次代を担う学生や研究者の理解を深め、警察行政に関する戦略的な広報を展開するとともに、優秀な人材の確保を図ることも念頭に、警察職員による大学講義が拡充されてきており、平成27年度に警察職員が行っている大学講義は全国で延べ113大学、136講義となっている（詳細は添付の資料3参照）。

このような警察職員による大学等での講義の展開は、大学・研究者、学生及び警察の三者それぞれの立場から効果が期待できる。

大学・研究者にとっては、警察の実際の活動に対する理解の深化に加え、現状を適切に踏まえた議論・学説の展開につながる事が期待できる^{*3}。刑法、刑事訴訟法、行政法等関連の学問において展開される議論が、警察活動の現状を適切に踏まえたものとなるよう、警察自らが積極的に情報発信していく必要がある^{*4}。副次的には、国民の生命・身体・財産の保護を図るべく、時には自らの危険を省みず職務に当たっている警察活動の現状を情報発信することにより、警察の地道な取組への理解が広がり、警察活動に対する将来的な協力の確保にもつながり得ると言える。

この点、戦前には「公共ノ安寧秩序」を保持することを目的とした命令を定めることができるなど、極めて広範かつ強力な権限を警察が有していたことを踏まえ、警察は人権を侵害し得る主要な存在であり、警察の権限を制限することこそが人権を守ることにつながる^{*5}との視点が強調されてきた側面があり^{*6}、このような視点に限定した警察活動をめぐる議論から脱却するための不断の努力が必要のように見受けられる。

被疑者の人権に留意しつつ法に基づき適正手続の下で捜査を進めなければならないのは当然のことであるが、同時に被害者の人権確保も重要であり、潜在的な被害者とも言える一般国民の安全安心を確保していくため、社会の安全安心確保に必要な権限を、適切な権限行使を担保しつついかに警察に付与していくかとの視点も重要であり^{*7*}、ひたすら権限を抑制することで良しとするのではなく、国民を守るためいかなる権限を警察に付与し国民の適切なコントロールの下機能させていくかとの視点が今後一層広がっていくことが期待される^{*9*10}。

次に、大学講義の学生にとっての効果は、先述のとおり、治安情勢や警察活動の重要性について次代を担う学生の理解が深まり、警察行政に関する戦略的な広報につながるだけでなく、受講した学生が警察を志望する契機となることも期待される。我が国では今後、人口減少、少子高齢化が一層進んでいくと見られるところ、将来にわたり継続して優秀な人材を確保していく上でも、全国的な大学講義の展開は意義があると言えよう。

警察職員による大学講義は、当然のことながら警察自らにとっても、部外有識者との連携強化、部外有識者の知見を踏まえた適切な警察行政の推進につながるものであり、意義があると言える。サイバー空間の広がり等絶えず変化し続ける情勢を踏まえ、警察職員のみでの知見で警察活動を的確に進めていくことは困難であり、大学講義等を通じて大学・研究者との連携強化を図ることで、有識者の知見も取り入れつつ、取組を不断に見直していく必要がある。

イ 社会安全政策論の構築

センターでは、警察職員が大学等で講義することの意義を踏まえ、全国的な大学講義の拡充に努めてきているだけでなく、研究者との共同研究等を通じた社会安全政策論の構築にも努めてきている。社会安全政策論とは何かについての共通したコンセンサスが定着し広く共有されているとはいまだ言い難い状況にあるが^{*11}、関連の刑法、刑事訴訟法、刑事政策等はそれぞれの学問領域の中での取組であり^{*12}、個々の学問領域で社会の安全安心を確保していくための取組を包括的に提示することは困難なことを踏まえ^{*13}、学際的な研究を進める点に、社会安全政策論の構築に向けた取組の意義があると言える^{*14}。

犯罪行為者だけでなく被害者並びに潜在的被害者とも言える一般国民全体を視野に入れ、犯罪等から社会の安全安心を維持するための政策策定の枠組を、国民を主体として構築することは警察のみならず社会、国民全体にとっても意義あることであり、社会安全政策論の構築に向け今後も一層の取組を進めていく必要がある。

（３）大学等との共同研究

センターの主要な業務の３点目は、大学との共同研究である。センターでは平成15年度から、慶應義塾大学の大沢秀介教授を中心とする「市民生活の自由と安全」研究会（いわゆるテロ研）に出席し、各国のテロ対策法制等に関する共同研究に取り組むとともに、フォーラムの共催^{*15}や研究成果の出版^{*16}等を行ってきた。

また、平成19年度からは、早稲田大学の石川正興教授を中心とする社会安全政策研究所における研究会にも出席し、少年非行・被害防止や外国人犯罪に関する研究で連携してきている。

さらには、警察政策学会との間でも、センターの設立以来、フォーラムを共催するなど密接な連携を図ってきており^{*17}、平成18年に同学会に設置された犯罪予防法制研究部会には部会員にセンター所長も加わり、研究成果を取りまとめ出版するとともに^{*18}、平成25年7月には「これからの安全・安心」をテーマにフォーラムが開催された。

（４）学会及び国際会議等への参加並びに海外研究機関との提携

センターの主要な業務の４点目は、学会及び国際会議等への参加並びに海外研究機関との提携である。国内の学会では、日本刑法学会、日本公法学会、日本公共政策学会、日本被害者学会及び警察政策学会等に参加し研究者との交流を図っているほか、国際的な学術会議においても、ストックホルム犯罪学シンポジウム、アメリカ犯罪学会、ヨーロッパ犯罪学会、アジア犯罪学会、アジア警察学会、国際警察幹部シンポジウム等に参加し、プレゼンテーションの実施を通じた我が国の治安情勢及び対策の推進状況の積極的な情報発信に努めるとともに、国外の研究者や警察関係者との交流を図っている。

昨年は、6月にアジア犯罪学会及びストックホルム犯罪学シンポジウム、7月にアジア警察学会、8月に国際警察幹部シンポジウム、9月にヨーロッパ犯罪学会、11月にアメリカ犯罪学会に職員が参加し、「我が国における薬物乱用の現状と対策の推進状況」をテーマにプレゼンテーションを行うとともに、会議出席者との交流を図っている。

海外の研究者等との交流においては、外国で開かれる会議への出席だけでなく、平成26年12月には、センターがホストとなりアジア警察学会を日本で初めて開催し、計9か国・地域から約50名の参加が得られた。

このほか、平成18年には韓国警察大学治安政策研究所、平成19年にはフランス高等治安・司法研修所及びトゥールーズ第一社会科学大学警察研究センター、平成25年にはフライブルク大学安全・社会センターとの間で合意文書を交わし、提携してきている。このような提携関係を基に、先述のとおり、平成27年9月にはフランス・トゥールーズ第一社会科学大学のデュエ教授を招へいし、「変容する国際テロ情勢への対応～伊勢志摩サミットに向けて」をテーマにフォーラムを開催したほか、国際テロに対する厳戒態勢が続くフランスにおけるテロ対策の最新の動向を把握すべく、本年2月にも同教授を招へいしミニフォーラムを開催したところである。

（５）情報提供・情報発信活動

センターの主要な業務の５点目は、研究成果等の出版等を通じた情報発信・情報提供活動であり、日々の研究成果について紀要「警察政策研究」として毎年取りまとめ研究者や警察関係者等への幅広い情報発信に努めているほか、国際会議への出張結果等について「政策研究センターだより」として発信し、情報共有にも努めてきている。

また、警察関連の様々な施策や法改正、判例の動向等を情報発信し、共有する場となる、「警察学論集」の編集事務も、センターが中心となり進めている^{*19}。「警察学論集」の発行は、警察関係者に限らず検察官、裁判官、弁護士や学者等の警察の業務と関係の深い分野における実務又は研究に従事している関係者の原稿を掲載することにより、警察実務や理論的研究をめぐる最新の動向の幅広い情報共有に資するものと言え、今後も、内外の関係者との情報共有を進めていく上で、原稿の一定の質の確保に留意するだけでなく、変動の激しい社会情勢に的確に対応していくための施策の展開にも資するものとなるべく、柔軟な議論の展開にも配慮していく必要がある^{*20}。

（６）海外調査研究の実施

センターの主要な業務の６点目は、職員の海外派遣を通じた海外調査研究の実施である。センターでは、警察庁内で研究テーマを募った上で、毎年10名弱の職員を海外に派遣し、派遣された職員が大学院等で選定テーマの調査研究に従事してきている。研究成果については、「海外調査研究報告書」として取りまとめた上で、資料として適宜活用するなどしてきている。派遣されている大学は、ハーバード大学、ケンブリッジ大学のほか多岐にわたり、近年では、米国運輸省やオランダ国家警察など大学以外の機関に職員を派遣している例もある。

3 今後の展望

以上、センター設立の背景とこれまでの取組について紹介してきたが、センターの今後の展望として、次の三点を挙げることができる。

（１）中長期展望に立った適時適切な政策提言

個別の業務を担いながら今後の施策の検討を進めていく警察庁での業務と異なり、担当の立場から一步離れて中長期的展望に立ち警察を取り巻く情勢を捉えることができるのが、センターの特徴と言える。既存の組織の枠内や視点のみで今後新たに出現する課題に的確に対処できるとは限らない。現在の情勢だけでなく、先を見据えた最先端の政策課題をテーマとして選定した上で、警察組織が激変する社会に的確に対応し、将来にわたり我が国の安全安心を確保していくことに資するよう、特に部局をまたがる課題について、適時適切な政策提言を行っていく必要がある^{*21}。

（２）大学講義の継続強化と社会安全政策論の普及啓発

大学講義は、警察だけでなく大学・研究者、学生のそれぞれに効果をもたらす得るこ

とは先述のとおりだが、特に、アカデミズムの世界で警察活動の現状に対する正しい理解が広がることの意義は大きい。

国民生活に大きな影響を及ぼし得る権限を有する警察が不適切に権限を行使することがないように権限を統制・抑制する視点と、国民を守るために警察に権限を付与しその適切な行使を通じて国民を守る視点の双方から、バランスのとれた議論が展開されるためにも、警察自らが警察活動の現状等について積極的に情報発信していく必要がある。

また、今後一層の人口減少、少子化が進み、将来的に必要な人材の確保がますます困難となると見られることも踏まえ、都道府県警察も含め全国警察を挙げて、大学講義を通じて安全安心に対する若者の意識を高めていくとともに、人材の確保や警察活動に対する理解・協力の確保につなげていくとの視点も必要である。

社会安全政策については、国民の視点から、警察を始めとする様々な主体の取組を念頭に、社会的・経済的コストも考慮に入れつつ、犯罪等から社会の安全安心を確保するための政策策定の理論的枠組を構築しようとするものだが、先述のとおり、いまだ社会的に十分定着している概念と言い得るまでには至っていない。刑法、刑事訴訟法、刑事政策等従来の諸学問の枠組を超え、安全安心という視点から学際的な研究を試み、既存の学問と警察活動の現状をつなぐ架橋としての役割も果たし得るものであり、今後も研究を進めつつ、その普及啓発に努めていくべきであろう。

(3) 研究者との交流拡大

絶えず変遷する治安情勢に警察職員のみで適切な対処策を構築し続けることは困難であり、有識者の知見を踏まえた的確な警察行政の一層の推進、警察活動の現状を適切に踏まえた研究の推進、そして犯罪等から社会の安全安心を確保するための政策理論の一層の構築につなげていくためにも、今後も研究者との交流拡大に努めていく必要がある。

おわりに

センター設立後の20年間を見ると、現実社会に加えサイバー空間における様々な犯罪の出現、国際的なマネー・ローンダリング、特殊詐欺の深刻化、ストーカー、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待等女性・子供が被害に遭う事案の顕在化等、我が国の情勢は大きく変動してきている。

今後我が国では急速な人口減少、少子高齢化が進むことが見込まれる中、絶えず変動する情勢に対し、必要な人材を着実に確保しつつ、警察は、既存の枠組に捉われることなく柔軟に対処していかなければならない。警察がこのような責務を達成していくためにも、最先端の視点で情勢を捉え、研究活動や大学講義を進めるとともに、適時情報発信していくことがセンターの使命と言える。

*1 警察政策研究センター「警察政策研究センター発足記念フォーラムの開催について」警察学論集第49巻第10号1頁。

*2 人見信男「創業と守成～警察政策研究センター発足1年を顧みて～」警察学論集第50巻第6号132頁。

*3 法科大学院の教育目標は「実務と理論の架橋」（前田雅英「法科大学院における刑法教育」日本刑法学会刑法雑誌第43巻2号200頁）とされ、センター職員が早稲田大学や中央大学等複数の大学の法科大学院で講義を行っていることは、法科大学院の教育目標の達成にも資するものと言える。森内彰「警察職員による大学教育の現状について」警察学論集第58巻第7号においても、「現行の刑事司法制度の下で警察が捜査の重要な地位を占めているという事実は動かし難く、また、犯罪の抑止そのものについても、警察が大きな役割を担っている。その意味で、法曹養成のための専門職大学院たる法科大学院で警察に関する講義が行われる意義は決して小さくない」としている（同号30頁）。

*4 警察活動をめぐる実務と理論の融合は今後社会安全政策の研究を進めていく上で大きな課題と言える。実務と理論の乖離の現状については、ロースクールの現場実習においても、「学生は理論と実務の乖離を思い知ったようである」との言及が見られる（萩原猛「「刑事クリニック教育」を考える」（大宮ローレビュー第3号137頁）。アカデミズム及び警察関係者双方からも同様の指摘が見られ、例えば、アカデミズムからは松尾浩也東京大学名誉教授による「刑事手続のあり方については、学説と実務との間にかかなり大きなギャップがある」との指摘（松尾浩也「刑事訴訟の日本的特色」法曹時報第46巻第7号1頁）、警察関係者からは「警察の行政ほど学問と実務の乖離が大きい分野はないのではないか」との指摘や（山田英雄ほか「警察学の展開のために」警察学論集第55巻第6号2頁）、「警察は大学を、現実を理解しない「象牙の塔」として敬遠し、大学は警察を人権を抑圧する「権力機構」として批判的に評価してきた」との指摘（太田裕之「大学における警察に関する教育・研究の意義～学問と実務との連携」警察学論集第58巻第7号1頁）を挙げることができる。

*5 このような視点に重点が置かれた背景として、前掲松尾「刑事訴訟の日本的特色」は、戦前違警罪即決処分及び行政検束の濫用がますます顕著になり日本の人権状況が劣悪化の一途をたどった状況がある旨指摘している。権限の不適切な行使は警察が責務を果たしていくことを困難ならしめる可能性があることを我々警察関係者は銘記する必要がある。

*6 視点の偏りはアカデミズム及び警察関係者双方から指摘が見られ、例えばアカデミズムからは前田雅英日本大学教授による「国家権力の専横といえますか、権力の濫用から国民を守るのが刑事法学なんだというような議論があったわけですが、それだけでは不十分なのです」との指摘（前田雅英等「警察実務と刑事法理論の接点」警察公論第50巻第4号

79頁)、警察関係者からは元警察大学校長の田村正博氏(現京都産業大学教授)による「警察の研究といえば、警察の組織と対立する者が反警察の主張のために専ら行うものになってしまった」、「研究者の側からすると、反権力、反警察的な言説さえしておけば、自らの世界で安住できるのに対し、下手に警察を理解しようとして研究をすれば、研究者の世界で叩かれる」との指摘(田村正博「警察学のこれまでとこれから」警察学論集第67巻第2号126頁)がある。

*7 人権を守るために国民はむしろ警察の積極的な権限行使を求めている。内閣府が平成24年8月に行った人権擁護に関する世論調査において、人権課題の解決に向けどのようなことに力を入れていけばよいかとの質問に対し、「犯罪の取締りを強化する」との回答が35.7%を占め、「学校内外の人権教育を充実する」(55.3%)、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」(42.8%)、「地方自治体、民間団体等の関係機関を連携を図る」(38.5%)、「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する」(36.2%)に次いで高い数字となっている。

*8 権限行使が義務付けられているのに適切に権限を行使しなかった場合、賠償責任が生じ得る。例えば、スナックでナイフを取り出し暴れた男をナイフを所持したまま帰宅させ、その後同人が傷害事件を起こした事案について最高裁は、「ナイフを提出させて一時保管の措置をとるべき義務があった」としつつ、警察官の権限行使の不作为について賠償責任を認めている(最高裁判決昭和57年1月19日)。警察権限不行使をめぐる判例の動向については、中川正浩「警察権限不行使をめぐる国家賠償訴訟」(警察学論集第63巻第1号)を参照されたい。

*9 アカデミズムの世界でも効果的な権限付与に向けた議論の必要性について指摘がなされており、例えば前田雅英日本大学教授は、前掲「警察実務と刑事法理論の接点」において、「実務を一方的に縛るだけの刑法理論というものは不十分で、実務が示した解釈を発展させる面も持った実質的犯罪論でなければ発展性はない」、「学説の中には、まだ、構成要件解釈を形式的に明確にしておけば人権が守られるという議論が有力」としている(84頁)。また、森田朗東京大学教授は国家の危機管理について、「危機的な場合には権力の集中の問題が出てまいりますので、それをいかに避けるかということについては随分研究があるような気がいたしますけれども、いかに合理的に集中させるかということについては、あまり研究がなかった」旨指摘している(小谷宏三ほか「社会安全政策の再構築」警察政策第7巻286頁)。他方、このような視点が有力であった背景として、前掲松尾「刑事訴訟の日本的特色」の指摘のほか、前田雅英日本大学教授は同稿において、「戦前の検察・警察を中心とした刑事実務に対する不信が強く、この不信感を国民全体が支持したといえますか、国民が共有していたということだと思う」としつつ「国民の生活に必要な範囲で積極的に関与していく警察」になっていくためには、「国民の警察に対する信頼感を維持しなければならない」と指摘している(85頁)。

*10 ストーカー事案、DV 事案及び学校でのいじめ等において警察のより積極的な介入を求める国民の声が近年高まっている状況を見ると、警察の権限行使に対する国民の視点は、権限濫用防止のための権限抑制よりむしろ安全確保のための権限の付与及び行使に一層重きを置くようになってきているといえる。積極的な警察活動を求める国民の意識の高まりを指摘するものとして、「より積極的な警察活動による社会の安全の回復・維持を「行政サービスの成果」として求める国民の意識が高まっている」との指摘（前掲小林良樹121頁）や、「警察行政のように、かつて権利侵害的行政活動とされてきた作用にあっても、実は、不特定多数の一般国民の権利保障や一般国民のための社会基盤を守ることが目的であることが再認識されるようになった」との指摘（四方光「法政策学としての社会安全政策論」大沢秀介等編「社会の安全と法」323頁立花書房）がある。

*11 社会安全政策論の定義については様々な論稿で提示されており、例えば「犯罪を典型とする人間の反社会的な行為から、個人と社会を守る、言い換えれば犯罪等を統制・制御するための政策の在り方を研究する」もの（田村正博「社会安全政策の手法と理論」捜査研究 No. 621 5 頁）、「国民のために、社会の安全・安心を良好に維持するための政策の在り方を研究するもの」（小林良樹「社会安全政策論の考え方」警察政策第13巻106頁）、「社会の安全に関わるさまざまな事象を正しく認識し、より善い社会のあり方を構想しようとする、新たな知的試み」（大塚尚「社会安全政策論の創設に向けて」警察政策第4巻第1号280頁）、「社会の安全の維持や発展のための取組の在り方に関する研究の体系」（江口有隣「社会安全政策論のアプローチについて～安全と安心の向上のために」警察政策研究第14号167頁）等があるが、国民の視点を中心にコストも考慮しつついかに社会の安全・安心を確保していくかについての研究を意味するという点ではいずれも共通しており、それぞれの定義に大きな差異はない。

*12 既存の枠組での取組の限界を指摘するものとして、例えば、「大学には「刑事政策」という講義科目が従前からあるが、刑事法執行（行刑）の在り方を論じているだけで、犯罪対策全体の政策論とはなっていない」との指摘や（田村正博「「社会安全政策論」の今日的意義」警察学論集第59巻第5号57頁）、「犯罪学や刑事政策等の伝統的な理論枠組みのみでは、こうした状況の変化に対応して社会の安全の確保という目的を十分に達成することは困難な状況になっている」との指摘（小林良樹「社会安全政策論の考え方」警察政策第13巻131頁）を挙げることができる。

*13 警察政策学会が平成13年に取りまとめた「社会安全政策試論」においても、「社会の安全を確保する国の作用は、学問の分野でも、行政法、刑法、刑事訴訟法、国際法、法医学、犯罪心理学、社会心理学、など多くの分野にわたり、統一的、包括的理解が妨げられがちである」旨指摘されている（同試論3頁）。

*14 「社会安全政策論と警察学の今後」をテーマに平成25年に開催されたフォーラムでは、「日本で最初にコミュニティー・ポリースィングの原型が生まれたにもかかわらず、

それについての研究が日本では遅れている」としつつ、「警察関係者も研究者も、常に現実の問題をしっかりと捉えて、みんなが幸せに協力しあいながら社会をどうやって築いていくことができるかという問いに真剣に立ち向かわなければならない」との指摘がなされている（渥美東洋「社会安全政策論の発展と、その応用としての警察作用の検討」警察学論集第67巻第2号118頁）。

*15 これまで共催したフォーラムとして、「市民生活の自由と安全～各国のテロリズム対策法制の現状と課題～」（平成16年）、「市民生活の自由と安全・理論と実践の架橋」（平成20年）、「自由と安全～テロ対策の理論と実務の架橋」（平成22年）、「グローバル化がもたらす自由と安全への脅威」（平成22年）、「ICT 社会の自由と安全～通信の秘密を考える～」（平成25年）、「変容する国際テロ情勢への対応～伊勢志摩サミットに向けて～」（平成27年）を挙げることができる。

*16 これまでの研究成果として、大沢秀介・小山剛編「市民生活の自由と安全～各国のテロ対策法制～」（2006年、成文堂）、大沢秀介・小山剛編「自由と安全～各国の理論と実務～」（2009年、尚学社）、大沢秀介編「フラット化社会における自由と安全」（2014年、尚学社）、大沢秀介監修「入門・安全と情報」（2015年、成文堂）が出版されている。

*17 「これからの安全・安心」（平成25年）、「犯罪抑止政策の総合的展開～日本の教訓」（平成23年）、「多機関連携による少年非行対策」（平成18年）等これまで多数のフォーラムを共催するなどしてきている。

*18 研究成果として渥美東洋編「犯罪予防の法理」（2008年、成文堂）が出版されている。

*19 警察学論集創刊の経緯について、創刊20周年記念対談において、警察大学校と「大学」という名称が付されたことを契機に、「学術的なにおいのする実務の最高の理論誌というものを出そう」との働き掛けが立花書房からあり、「警察実務というのは・・・経験を教えるということ」であり「その経験の中に、ひとつの法則がある」、「行政法の分野はもちろんのこと、警察独自の分野で一般の外部の学者が開拓していない実務の面における警察の科学」を「自分たちで作らあげようというものであった」としている（弘津恭輔ほか「警察実務と理論をめぐって」警察学論集第20巻第1号24頁）。

*20 警察学論集について、竹内直人「校長に就任して」警察学論集第67巻第12号では、部内外の第一級の執筆陣による各種の論稿が直結したものとなっており、警察大学校卒業後の自学自習において最も適した教材の一つとして紹介されている（71頁）。

*21 情報発信の意義について、「その都度の対策に追われてしまって実務上の問題点を整理して提示していくことが怠られがち」としつつ、「やはり大事なのは、今何が起きていて、例えば警察が何をしているのかという実態をきちんと伝えること」との指摘がなされている（山田英雄ほか「警察学の新展開のために」警察学論集第55巻第6号8頁及び22頁）。